

作成要領（入札参加資格の審査に必要な書類）

①使用印鑑届(様式3)

- ・ 春日市との間において行う入札や契約締結等の契約関係事務に使用する印鑑を届け出てください。
- ・ 代表者(支店等登録の場合は、当該支店等の代表者)を示す印章でなければなりません。
- ・ 社印(社名のみ)の印章)は不可です。代表者の個人印は可とします。

②委任状(様式4) ※必要な場合のみ

- ・ 本店の代表者以外の者が契約関係事務を行う場合は、それらの権限を当該代表者から当該行為を行う者に委任するための委任状を提出してください。
- ・ 委任者(本店代表者)、受任者(支店等の代表者)それぞれの記名押印が必要です。受任者の欄には、使用印鑑届(様式3)に押印した印鑑を押印してください。
- ・ 委任者・受任者の書き間違いに十分注意してください。

③登記事項証明書(商業登記簿謄本) (写し可)

- ・ 交付日から3か月以内のもので、提出日現在の情報と相違ないものを提出してください。
- ・ 現在事項証明、履歴事項証明のいずれでも可です。

④市町村税の滞納のないことを証明する書類 (写し可)

- ・ ここでいう市町村税とは、市町村(東京都特別区等を含む。)から課される全ての税のことです。市町村民税だけでなく、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税その他の市町村で課される全ての税(※)について滞納がないことを証明する必要があります。
- (※)東京都特別区では、法人住民税(特別区民税分を含む。)、固定資産税のほか、区又は都から課される税のうち市町村における市町村税に相当する税
- ・ 市町村税の滞納のない証明書(市町村により名称が異なる。)又は各市町村税の納税証明書(直近1年度分)を提出してください。
- ・ 交付日から3か月以内のものを提出してください。
- ・ 登録する事業所が所在する市町村の証明書を提出してください。ただし、支店等において所在地での納税義務がなく証明書が発行されない場合は、本店が所在する市町村の証明書を提出してください。

⑤消費税及び地方消費税の滞納がない証明書（写し可）

- ・ 国税庁(本店所在地の所轄の税務署)が発行する消費税及び地方消費税の未納がない証明書(納税証明書その3、その3の2又はその3の3のいずれか)を提出してください。
- ・ 交付日から3か月以内のものを提出してください。
- ・ 納税義務がない事業者も提出してください。
- ・ e-Tax(We b版)を利用して取得した電子納税証明書(PDFファイル)を印刷したものの提出も可とします。この場合は、証明書の発行日に注意してください。

⑥財務諸表（貸借対照表及び損益計算書の写し）

- ・ 直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書の写しを提出してください(1年度分)。
- ・ 財務諸表の写しが提出できる状態にある最新の年度分を提出してください。

⑦役員名簿(様式8)

- ・ 法人の場合は、登記事項証明書に記載されている役員(監査役を除く。)について記入してください。